

認知症対応型共同生活介護事業  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業

# 運 営 規 程

社会福祉法人 江寿会

# 運 営 規 程

## 第一章 目的及び運営方針

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江寿会が運営する認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、介護保険法令の趣旨に従って、入居者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、回復を図るため、要支援及び要介護の認知症高齢者に対し、適切な共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 介護を要する認知症高齢者（入居者）に対し、家庭的で安らげる生活の場及び自立支援を目的とした適切な介護を提供し、認知症による不安・混乱・ストレスの軽減、心身機能の維持・回復、社会的孤立感の解消によって、入居者お一人おひとりが自分らしく生活を送ることができるよう支援する。

2 積極的に地域社会との交流・貢献を行い、信頼されるグループホームを運営するとともに、関係機関との緊密な連携に努める。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- |        |                   |                |
|--------|-------------------|----------------|
| 一 施設名  | 認知症対応型共同生活介護事業所   | グループホームサンホーム天神 |
| 二 所在地  | 長崎県佐世保市天神1丁目2番13号 |                |
| 三 電話番号 | 0956-37-9908      |                |

## 第二章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員の職種、員数)

第4条 当施設の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

ユニットA		ユニットB	
管理者	1名	管理者	1名
計画作成担当者	1名	計画作成担当者	1名
介護従業者	5名以上	介護従業者	5名以上

(管理者と計画作成担当者は、介護員を兼務する場合がある。)

### (職員の職務内容)

第5条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 計画作成担当者は、入居者の心身の状況を適確に把握し、適切な認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する

とともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。

- (3) 介護員は、介護計画に基づき、サービスの提供にあたりとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要措置を講じる。

### 第三章 入居定員及び入居者に対するサービスの内容、その他の費用の額

#### (入居定員)

第6条 事業所の入居定員は、1ユニット9人（2ユニット計18名）とする。

#### (定員の遵守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、入居者等の定員を超えて入居させない。

#### (内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 当事業所は、サービス提供の開始に際して入居申込者等又はその家族に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

#### (受給資格等の確認)

第9条 当事業所は、サービスの提供を求められた場合には、入居申込者等の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援、要介護認定の有無及び要支援、要介護認定の有効期間を確認する。

2 当事業所は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

#### (介護の内容)

第10条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ 社会参加（外出援助）
- ⑥ 行政手続の代行

#### (入退居にあたっての留意事項)

第11条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援2および要介護1～5であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害の恐れのないこと。
- ③ 常時医療機関において入院治療をする必要がないこと。

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しない場合でも退居してもらう場合もある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(要支援、要介護認定の申請に係る援助)

第12条 入居する際に要支援、要介護認定を受けていない者については、要支援、要介護認定の申請がすでに行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居する者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助する。

(介護計画の作成)

第13条 認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

(相談及び援助)

第14条 常に入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第15条 適宜、入居者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流などの機会を確保するように努める。

(利用料等の受領)

第16条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の割合とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働省が定める基準による算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- |        |          |
|--------|----------|
| ① 食材料費 | 1,200円/日 |
| ② 家賃   | 1,200円/日 |
| ③ 光熱水費 | 550円/日   |
| ④ おむつ代 | 実費       |
| ⑤ 理美容代 | 実費       |

- ⑥ ①～⑤号に掲げるもののほか、当事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費徴収とする。

(保険給付のための証明書の交付)

第17条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

#### 第四章 事業所の利用に当たっての留意事項

(外出及び外泊)

第18条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出る。

(衛生保持)

第19条 入居者は、施設の清潔、整理整頓、その他衛生環境の保持のために事業所に協力する。

(禁止事項)

第20条 入居者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

#### 第五章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、定期的に従業員に周知するとともに定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

- 2 「消防計画」を作成し、自主的に防火管理を行い、火災発生の防止に努める。万が一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるよう、必要な万全の対策を講じる。
- 3 防火管理責任者は、従業員に対して必要な教育、訓練、シミュレーション等を実施する。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守事業者へ依頼し、必要に応じて交換、修理等を行う。

#### 第六章 その他施設の運営に関する重要事項

(入退居の記録の記載)

第22条 入居に際して、入居年月日並びに施設の種類及び名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居に関する市町村への通知)

第23条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとするとき。

(勤務体制の確保等)

第24条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
  - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 施設外研修 随時
  - 三 施設内研修 随時

(衛生管理等)

第25条 入居者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院)

第26条 入居者の病状の急変に備え、次の病院及び診療所を協力病院と定める。

三川内病院	長崎県佐世保市三川内本町290
岡本歯科診療所	長崎県佐世保市三川内本町138-3

(掲 示)

第27条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービス選択に資する重要事項を掲示する。

(個人情報保護)

第28条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を漏らさない。退職後も同様である。

- 2 従業者が正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を他に漏らさないよう、必要な措置を講じる。
- 3 第三者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入居者及び家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供給の禁止)

第29条 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者はその職員に対し、要介護被保険者又は要支援被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他財務上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対価として、金品その他財務上の利益を収受しない。

#### (苦情処理)

第30条 入居者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、長崎県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、長崎県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

#### (地域との連携)

第31条 運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 サービスの運営にあたり知見を有する者等で構成される運営推進協議会を設置し2ヶ月に1回以上運営推進会議を実施し、活動状況等を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言を受け、地域に開かれた介護サービスを提供する。

#### (事故発生時の対応)

第32条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者、家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

#### (虐待防止に関する事項)

第33条 入居者の人権擁護、虐待防止等を適正に取り扱うため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対する、虐待防止法の習得のための研修実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業所は、サービス提供中に当該従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

#### (身体拘束に関する事項)

第34条 事業所は当該入居者又はその他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、期間を記載した説明同意書、経過観察記録、再検討等を遵守し適正に取り扱うものとする。
- 3 事業所は、従業員に対して身体拘束適正化の知識、技術習得のため定期的に勉強会を実施する。

(記録の整備)

第35条 職員、設備及び会計に関する、諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備しその完結の日から5年間保管する。

(その他)

第36条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人江寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 2年 11月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 11月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。